

令和元年 第5回

教育委員会定例会会議録

とき 令和元年6月11日

品川区教育委員会

令和元年第5回教育委員会定例会

日 時 令和元年6月11日(火) 開会：午後2時
閉会：午後2時36分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学校施設担当課長 若生 純一
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
保 育 課 長 佐藤 憲宜
統括指導主事 丸谷 大輔
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 書 記 亀田 万恵
書 記 中嶋 康二

傍 聴 人 数 4名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第43号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 第44号議案 品川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第45号議案 品川区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 報告事項 1 事務局職員の任免等について
- 報告事項 2 品川区立学校における体罰の実態把握について
- 報告事項 3 電気設備法定点検に伴う品川図書館休館について

令和元年第5回教育委員会定例会

令和元年6月11日

【教育長】 ただいまから令和元年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員に、富尾委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですけれども、日程第2、報告事項1 事務局職員の任免等については人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第43号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、本件についてでございますけれども、教育委員会におきましては、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることとなっております。したがって、品川区立幼稚園条例の一部改正につきましては、補助執行先であります子ども未来部保育課長から詳細を説明させていただきます。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 それでは、私から、第43号議案 品川区立幼稚園条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、国が進める幼児教育無償化の一環として行うものですが、政令が公布されたのが5月末でした。また、関連資料がその後順次配布されたことから、さまざま時間を要しまして本日机上配付となってしまいました。大変申しわけありません。

では、まず、1の改正理由をごらんください。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の発布に伴い、品川区立幼稚園条例の規定整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容です。まず、(1)ですが、記載のとおり、区立幼稚園の在園等について保育料を無償とするものです。

次に、(2)預かり保育利用料の無償化ですが、就労等により保育の必要性が認められた児童が預かり保育を利用する場合、国が定めた月額上限額の1万1,300円を上限として利用料を無償とするものです。

その他、一定の文言整理を行っております。

条例の改正箇所を記載した資料は別紙新旧対照表のとおりでございまして、今後、保護者向けの通知やホームページ等で周知を図ります。

適用日は令和元年10月1日となります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 2の(2)なのですが、預かり保育利用料の無償化というところです。言葉の表現として、月額1万1,300円を上限として利用料を無償とするというのは、これは具体的にわかりやすく言うとうどういうことなんですか。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 預かり保育という制度自体は、幼稚園に預けている保護者が就労のときに教育時間を過ぎた時間、預かる制度で、日額400円から最大1,150円まで時間単位によって金額が分かれていますけれども、例えば1,150円の金額で20日以上お使いになられると上限額を超えてしまうんですが、国が全国と同様の施設の平均額を上限とするということを定めていますので、その範囲までは無償というところです。その辺で1万1,300円まで。例えば、2万円使っちゃった人がいる場合は1万1,300円までは区から補助が出るんですけれども、それ以外の超えた分に関しては保護者が負担するというところでございます。

【塚田委員】 1万1,300円を上限とするということじゃないんですか。

【保育課長】 1万1,300円を上限とするということです。無償の上限です。

【塚田委員】 ちょっとわかりにくいな。

【海沼委員】 無償の上限？

【保育課長】 はい。

【教育長】 どうぞ。まだありますか。大丈夫ですか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 つまり、月額1万1,300円までは無償で、それを超える場合には負担をしてくださいという話ですね。

【保育課長】 はい。

【塚田委員】 何となくわかりました。

【富尾委員】 でも、それを超えるということはないということですよ、基本的には。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 超える方は7割ぐらいいらっしゃいます。

【富尾委員】 あ、そうなんですか。

【保育課長】 はい。ただ、基本の幼稚園保育料が無償になっているので、それでかなり無償になっているんですけれども、それ以外のオプションの部分で国が上限額を設けているという制度の考え方になります。

【教育長】 どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 そうしますと、1日1,150円という場合には、幼稚園の保育が終わった後に何時間子供たちを預かっていただけるということになるんですか。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 夜の7時半までです。

【海沼委員】 7時半。

【保育課長】 はい。

【海沼委員】 そうしますと、保育園よりも幼稚園にいたほうが長く預かっていただけるとような気もするんですけど。

【教育長】 保育課長。

【保育課長】 保育園は、最大、午後10時までやっていますので。

【海沼委員】 ええ、一番最高はね。

【保育課長】 はい、そうなんです。ただ、委員のおっしゃるとおり……。

【海沼委員】 普通の方たちはお帰りになるのが大体6時から6時半ぐらいですよ。

【保育課長】 はい。ただ、今回の制度ですと、保育園に関しては全額無償になりますので、保育園に長い時間預けた人は預かり保育料が発生しませんので、保育園のほうがお得感が出るというような制度にはなっています。

【海沼委員】 そうしますと、親は今までの仕事をセーブしなくても遅くまで子供たちを預かっていただけということになるわけですね。

【保育課長】 そうですね。幼稚園の預かりよりも保育園を利用したほうがわかりやすく、長い時間見られるということになっています。

【海沼委員】 ちょっと子供のことを考えると、何とも言えません。

【教育長】 今日のこれは、あくまでも幼稚園条例の一部改正に伴う幼稚園の預かり保育、公立幼稚園の預かり保育の部分でお話をいただいている状況があります。

【海沼委員】 はい、わかりました。

【教育長】 保育園との比較になりますとそういうことになるんですが、これまでの幼稚園の状況から比べれば随分と負担が減っているということがあるということです。

【海沼委員】 減っているということですね。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 勉強不足なのでちょっと教えていただきたいんですけども、これ、条例で決めますよね。国の法律があって、条例で決めて無償とする。その財源は全部区で出すということなのか。多分、東京都は不交付団体ですから、国から来ないんじゃないかなと思うんだけど、その辺がよくわかりませんので、もしあれでしたら。ちょっと口頭で、趣旨が違っちゃうかもしれないけれども、教えていただければ。

【教育長】 財源についてということで、保育課長。

【保育課長】 公立幼稚園に関しましては、財源は基本的に区の一般財源ですので、保育料がなくなると、その分、区の負担が増えるというところです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご意見をいただいたみたいです。品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、これから採決していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に参ります。日程第1、第44号議案です。品川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料2をごらんください。第44号議案 品川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

もう1枚めくっていただきますと、資料に様式がついていると思います。様式1号、右側が様式4号となっていますけれども、この様式の一番右下に「日本工業規格 B5」と書いてあります。今回、これを削除するというものです。ずっとめくっていただいて最後の様式13まで全て同じ。この様式の「日本工業規格 B5」を削除するというものでございます。

これは単純に言うと、先般の国会におきまして、日本工業化法が一部改正されて産業標準化法という名前に変わったということで、今までJIS規格とっていた日本工業規格が日本産業規格という名前に改まりました。

ただ、日本産業規格といっても最終的にはJIS規格ということで、Japanese Industrial Standardsというのは変わらないということで、JIS規格というのはそのまま継続するというものですけれども、そういう法改正があったということです。

これは、昨今、IoTやAIなど情報技術の革新が進んで、技術の競争力という面においてはデータとかデータの活用という要素が非常に重要になってきているということでございます。それで、ビッグデータと産業のつながりということでより付加価値が創出される産業社会というものが早急の課題になっていると言われております。

そこで、こういった環境に変化するために、今まで工業規格という工業製品だけであったものに、データを使ったりとか、サービス等というように対象を少し拡大して行って、要するに、今までのJIS規格の対象をもう少し広げていきたいと思いますということで、今回、この改正があったということです。要するに、工業品等というところの範囲を少し広げたということで、日本工業規格を日本産業規格というふうに少し範囲を広げたということでございます。

そのため、文化財で使っていたこの様式が「日本工業規格 B5」となっていたために、こういう規格ではなくなるということで、だからといって日本産業規格とまた銘打つこともないだろうということで、様式のところでは今まで書いてあったものを全部削除して統一を図ろうというものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

塚田委員。

【塚田委員】 それだけの話なのね。

【庶務課長】 それだけです。

【塚田委員】 私は、B5からA4に変えるのかと思って。そうじゃないの？ この用紙自体はA4だけだね。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 そうですね、B5ですけれども、実際に今はもうA4を使っているということで、実際の届け出はA4だからだめということもなく、実際の実務とすれば、それでも申請は受けているという状況もありますので、実態に合わせてという面もあります。

【教育長】 ほかにはいかがですか。

私から1つです。今のところは、ここに新たに産業規格と入れてしまうと内容的に問題があるので産業規格を入れないというのではなくて、内容的には別に問題がないということではないんだけど、これはもうあえて必要ないだろうという判断の中でこれを削除

したと考えればよろしいですか。

庶務課長。

【庶務課長】 はい、そのとおりでございます。あえて入れることもないだろうという判断をいたしました。

【教育長】 それで特に影響も出ないということですね。簡素化の一部であるという形になるかと思えます。

ほかに質問はございませんね。

それでは、品川区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について採決してまいります。よろしいでしょうか。

採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次です。日程第1、第45号議案 品川区文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第45号議案でございます。資料3をごらんください。品川区文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

審議会委員の委嘱については、文化財保護条例第41条及び42条第1項の規定に基づいて委嘱しているところでございます。

資料の3枚目、一番最後のページを見ていただきたいと思うんですけれども、今、委員が10名おります。そのうち、F区分ということで品川区議会議員の枠が1名ございました。今回、議員選挙がありまして、改選があったことに伴って、議会側から委員の推薦というか、変更の届け出がありましたので、それに基づいて委員を変更するというものでございます。

真ん中のページを見ていただきまして、委員の候補者名簿といたしまして、品川区議会議員、芹澤裕次郎さんを推薦するというので受け取ったものでございます。

1枚目に戻っていただきまして、任期になりますけれども、今ちょうど2年の任期でやっております。後任については残りの任期までとなっておりますので、本日議決いただければ、本日6月11日から令和元年11月30日までという形で定めたいと思っております。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 委員の選任に関しては、文化財に関して、広くかつ高い見識を持っていらっしゃる方ということですのでけれども、この芹澤先生はそういった方だということによろしいのでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 議員さん個々の能力がどうのこうのということではありませんけれども、そもそも議員さんが高い見識を持っておられるという前提に立っているということで、そして議会の推薦も受けているということで判断をしているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょう。

塚田委員。

【塚田委員】 この方、すごく若い方だよね。

【教育長】 答弁ありますか。

庶務課長。

【庶務課長】 正しい年齢は今、不明ですが、20代後半だったと思います。

【塚田委員】 議会の推薦があったということですね。

【庶務課長】 はい。

【塚田委員】 はい。分かりました。

【教育長】 何歳から若いかという微妙なところがあると思いますけれども。

ほか、いかがでしょうか。

ここに文化財保護審議会の委員の皆様全員の顔ぶれは載っていないんですが、結構ご高齢の方が多く状況がありますので、少しフレッシュな見地から審議に加わっていただくのもよろしいのではないかと、そんなふうにも思います。

それでは、ほかに質疑がないようであれば、品川区文化財保護審議会委員の委嘱について採決してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件を原案どおり可決することと決定いたします。

それでは、次は日程第2に移ります。報告事項2です。品川区立学校における体罰の実態把握について、事務局からの説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 では、日程第2、報告事項2 品川区立学校における体罰の実態把握について、私のほうから説明させていただきます。資料につきましては、本日は事前にお送りしたものと差しかえてございますので、そちらをごらんいただければと存じます。

資料5、平成30年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてでございます。

まず、項番の1、調査の概要でございます。調査の趣旨でございますが、本調査は、体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としてございます。東京都教育委員会が全区市町村を対象に調査を依頼し、実施しているものでございます。

調査対象としましては、小学校37校、中学校15校、合わせて全52校となります。この中には、義務教育学校前期課程、後期課程を含んでの数ということでございます。

調査内容でございますが、平成30年度内に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導、またはその疑いのある事案の実態でございます。

調査方法は、これまで同様、教職員は校長による聞き取り調査、また、必要に応じて指導課長による聞き取り調査。また、児童・生徒には質問紙の調査を実施し、必要に応じて校長による聞き取り調査を行っているところでございます。

調査対象期間ですが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに発生した体

罰等を対象としまして、調査は各学校において、平成30年11月30日から12月21日までの間に実施してございます。

なお、調査期間以降に発生した案件については、順次追加をすることとなっております。

次に、2の報告数でございます。

(1) 学校別報告数の一番下、本調査への報告数をごらんいただければと思います。括弧内に示されている件数で述べますと、小学校が8件、中学校が12件でございます。合計20件でございます。

(2) 申告者別報告数でございます。教員本人による申告は、小学校がゼロ件、中学校が1件。他の教員からの申告は、小学校、中学校ともにゼロ件。児童・生徒本人からの申告が、小学校8件、中学校11件。保護者からは、小、中学校ともにゼロ件でございました。これらの合計数は、小学校8件、中学校12件で、合計20件でございました。これが報告数でございます。

では、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。報告の内容でございます。

まず、体罰の有無でございます。一番上、体罰のところですが、小学校、中学校ともに、4年間連続ゼロ件でございました。本調査は平成24年度から始まりまして、今回で7回目でございます。体罰の件数につきましては、平成24年度が8件、25年度が3件、26年度が1件というふうに年々減少してきてまいりまして、平成27年度以降はゼロ件ということで、今回、4年連続のゼロ件ということでございます。

表にございます不適切な行為につきましては表の下に分類例を示してございますので、ご参照いただければと存じます。

もう一度、表の説明に戻ります。不適切な行為のうち、アの不適切な指導でございますけれども、こちらにつきましては、小学校で2件、中学校で1件でございました。ちなみに、昨年度につきましては、小学校はゼロ件、中学校が1件でございました。

イの暴言等でございますが、小学校はゼロ件、中学校は1件でございました。なお、昨年度の件数ですが、これは今年度と同じ、小学校がゼロ件、中学校が1件の計1件でございました。

ウの行き過ぎた指導につきましては、小、中学校ともにゼロ件。こちらは昨年度もゼロ件でございました。

指導の範囲内以降の部分につきましては、ごらんおきいただければと存じます。

2ページの下、(2) 報告のあった事案のうち、これは東京都教育委員会が体罰以外と断じた事案例でございますけれども、こちらにつきましては本区で発生した不適切な指導の事例と暴言等の事例を掲載してございます。こちらについてはお読みいただければと存じます。

では、続いて3ページをごらんいただければと存じます。4番、体罰の根絶を図るための取組でございます。(1)、これまでも、例えば校長連絡会や副校長連絡会における学校への指導を行ってきてございますし、(2) 以降でございますが、学校組織としての意識の向上、教職員研修の充実、通報システムの活用・周知徹底、体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用の促進、こういったものを経年取り組んできたところでございますが、これについても引き続き行っていきたいと考えてございます。

また、ページの一番下に、本区、中延小学校における具体的な取り組み事例を紹介させていただいてございます。こちらもごらんいただければと存じます。

説明の頭で申し上げましたが、体罰の発生件数は先ほど申し上げたとおり平成27年度から4年連続ゼロ件となつてございますが、一方で不適切な指導、暴言等につきましてはいまだなくならない状況がこの報告のとおり見られております。引き続き、不適切な行為を含めた体罰等を根絶するよう全力で取り組んでまいりたいと思つてございます。

なお、東京都の公表につきましては、今月末と聞いているところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑をお願いいたします。

職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 少なくなっていることはすごくいいことだと思うけれども、隠しちゃうということがあつたら一番いけないんじゃないかなと思うんです。それを前提にしてちょっと実態を教えてくださいたいんですが、中学校の調査があつて、報告があつたのは4校ですよ。

【指導課長】 はい。

【菅谷教育長職務代理者】 中学で生徒本人からは11件。そうすると、一番心配するのは、いわゆる不適切な指導をする教員、暴言を吐く教員、体罰もどきというんですかね、そういう教員が重なつてここに出てくるといふことがあると、指導上の問題も含めて非常に気になる場所です。

小学校が4校で8件といふことで、これは重なりがあるかないかわからないけれども、中学は4校と学校数が少ないのに11件といふことは、平均でものを考えるのはおかしいことだと思いますが、重なる教員がいなければいいと思うんですが、ここに数字が出てないからわかりませんが、指導課長から見てもいかがでしょうか。その実態はご存じだと思つてます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今ご指摘がございましたように、4校で報告数が全体で12件、児童・生徒本人からは11件ございます。ただ、これは実際に学校から報告がある時点では非該当、学校の調査の中では非該当に合致するといふことなんですが、そこは私ども報告を見ておると、例えば特定の教員に集中しているといふことではなくて、その件数、1校から複数件上がつているんですけれども、それについてはさまざまな人数が該当しておりますので、1人がといふことではないといふところでございます。

そういう意味では、調査をする中でこれも体罰等に当たるんじゃないかといふふうには生徒が思つた部分があつて、そういう意味でもきめ細かく指導いただいているといふところだと思つてます。

それが、調査をした上では非該当に当たつたといふところでございますので、特定のといふことではないようなんですけれども、ただ、ご指摘いただいたとおり4校といふ数が多いか少ないといふのはなかなか言えないところもございましてといふのも、その学校においてはかなり細かく、生徒のほうもいろいろ細かく指摘をしたといふところであると認識してございます。

以上でございます。

【教育長】 今、菅谷職務代理者がおっしゃったことは、つまり、1人の教員が何度もやっているようであれば、体罰として上がらないにしても、そこはやはり厳しく指導していく必要があるだろうということをおそらくおっしゃりたいのではないかなというふうに思います。

実際にこれは12件ですが、子供の数は15人ということで上がっています。1回の件数で複数にかかわったというケースもあるというふうに判断できるだろうと思うので、決して少ない状況ではないのではないかと思います。

しかも、教員本人からの申告は1件だけしかないということで、やはりこれは引き続き意識を高めていく必要があると考えます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

富尾委員。

【富尾委員】 今回、体罰がなかったというのはとてもよかったことだとは思いますが、不適切な行為があった後に子供や保護者への説明ですとか、丁寧な謝罪ですとか、そういったこともきちんとなされているのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 これはあくまでも調査上体罰に当たらないということでございますが、指導として不適切であったというのは紛れもない事実でございます。その件に関しては、この報告以前に、もう学校のほうで当該児童・生徒に対する謝罪でありますとか、今後の対応策、二度と起こらないようにするということも含めてきちんとそういった対応もしての報告ということでございますので、必ずしもこの報告があつてそこから対応するというのではないということで学校から報告を受けているところでございます。

【教育長】 都の判断では非該当になった件数が多いようですけれども、それでも不適切な行為として認められている部分がありますので、やっぱりこれは意識づけをしていく必要があるんだと思います。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

本区は体罰根絶宣言もしておりますので、少なくとも体罰はゼロという形で本年度も継続して行っていただきたいと思います。

それでは、品川区立学校における体罰の実態把握につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次です。日程第2、報告事項3になります。電気設備法定点検に伴う品川図書館休館についての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私から電気設備法定点検に伴う品川図書館休館についてご案内申し上げます。資料No.6をごらんください。

品川図書館は六行会総合ビルの中の複合施設でございまして、年に1回、法定で電気設備の点検をすることになってございます。今回は8月11日「山の日」を休館として実施させていただくことになりました。

理由といたしましては、毎年12月31日に行っておりましたが、こちらでは作業員の確保が非常に困難なため、本年度以降は8月11日を例年の点検日といたしたいというこ

とでございます。

休館に伴います周知方法は、広報しながら、ホームページ、ポスターの掲示、デジタルサイネージでの表示を予定してございます。

品川図書館からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

では、私のほうから1つ教えてください。今年から山の日で日程変更するというので、来年以降も山の日で実施をするという確認でよろしいでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 例年、図書館のほうは、今、月に一度の館内整理日と年末年始しか休館日がございますので、お休みになっているということをご存じいただくためには例年同じ日に実施したほうがよろしいという意見で、こちらのほうに決めさせていただきました。

以上でございます。

【教育長】 図書館長、もう一つ。これは品川図書館と書いてありますけれども、ほかの図書館でこういう点検に伴う休館がある図書館はありますか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 複合の施設は多いんですが、区立の施設でございまして、法定での設備点検が必要なところは、今のところは品川図書館。これ以降、大崎等で発生することがあるかもしれませんが、それは別途調整いたします。

以上です。

【教育長】 現状としては品川図書館のみという形で。

それでは、電気設備法定点検に伴う品川図書館休館につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

その他、ございますか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退室を願います。

— 了 —